

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名） | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 諏訪市  | 豊田文出地区        | 令和4年3月14日 |          |

### 1 対象地区的現状

|                                   |        |
|-----------------------------------|--------|
| ①地区内の耕地面積                         | 68.6ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内耕作者の耕作面積の合計      | 48.1ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計         | 28.7ha |
| i　うち後継者不在の農業者の耕作面積の合計             | 20.9ha |
| ii　うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計        | 1.6ha  |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 36.1ha |
| (備考)                              |        |

### 2 対象地区的課題

- 農地の地下水位が高いため、水稻以外の耕作が困難。畑作を行う場合は、相當に土を盛らねばならない。
- 地域に農家が少なくなってきており、高齢化や後継者不足などの問題を抱えている。
- 担い手に耕作委託している水田の所有者が多い。
- 近年、耕作作業の受託側のコスト増が顕著である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 経営能力に余力のある大規模経営体が地区内に存在する。耕作が困難となった農地（水田）所有者は、当該の経営体に作業受託する流れができている。
- 地区の水田地帯において基盤整備事業を計画、推進中である。当該事業によって、上述の大規模経営体を含む担い手の耕作作業の効率化や収益率の向上、新規需要への取組や更なる集約化を推進する。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

- 農業委員会において、耕作が困難となった農地所有者と、地域農業の担い手とを繋ぐ体制づくりを進める。